

國學院大學学術情報リポジトリ

〔学生懸賞論文発表〕 古代伊勢神宮祭祀と大神宮司

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山口, 祐樹, Yamaguchi, Yuuki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000405

古代伊勢神宮祭祀と大神宮司

山口祐樹

はじめに

古代伊勢神宮には、朝廷の伊勢における出先機関として大神宮司が設けられた。その職掌としては伊勢神宮で執り行われる祭祀・儀式に際し、両宮禰宜以下の神職や多氣・度会両神郡司を統率すると共に、神税の管理や祭料の調達など、伊勢神宮という組織を運営していく上で様々な役割を担っていたとされている。^①つまり、その大神宮司を明確に位置付けることは古代伊勢神宮の祭祀構造や神郡・神戸を中心とした財政構造を検討す

る上で欠かすことのできない要素であると言えよう。

大神宮司の位置付け、役割については、時代により大きな変化があったということがこれまでの研究により指摘されている。特に、弘仁年間には令外の官として「宣旨職祭主」^②が設置され大神宮司の権限も拡大するなど^③大きな変化が認められる訳だが、それ以前の状況については、大神宮司が在地祭祀体系の内にある禰宜以下の神職を祭祀・行政の両面から統制・支配していたとする説が律令国家の支配イデオロギーと結びつけられ論じられてきた。^④一方近年の研究では、律令祭祀と支配イデオロギーの関係について多くの疑義が呈されており、それに捉わ

れることなく両宮の祭祀構造や経済構造を詳細に分析した上で、伊勢神宮運営の中心はあくまで内宮の禰宜以下在地の神職層であったとする論も見られる。

これら二つの論調は、伊勢神宮を「中央」と「在地」という二重構造の枠組みで捉え、法制度や財政施策という側面から考察を加えるという点では共通するものの、大神宮司が禰宜以下の神職層に対しどれほど強い権限を有していたかという点については少なくとも相違が見受けられるところである。

本稿は、大神宮司と禰宜以下神職層の職掌分担に焦点を当て両者の関係を再検討するものである。古代伊勢神宮の実態を覗うことのできる『皇大神宮儀式帳』『止由気宮儀式帳』を中心に、これまでの研究ではほとんど触れられることのなかった、伊勢神宮の祭儀そのものを検討・分析していく。そして祭儀における大神宮司の役割や席次を明確にすることで、弘仁年間以前における大神宮司と禰宜以下神職層がどのような関係にあったのか考察していく。

一、従来の大神宮司研究

伊勢大神宮司の位置付けについて考察するにあたり、併せて

確かめておきたいのがその成立に関する部分であろう。そこで、まず『皇大神宮儀式帳』の記述【史料①】を確認しながら、大神宮司成立に関するこれまでの研究を見ていきたい。

史料① 『皇大神宮儀式帳』一、初神那度会多氣飯野三箇郡

本記行事。

右從纏向珠城朝廷以來、至于難波長柄豊前宮御宇天
萬豊日天皇御世、有爾鳥墓村造神侍、為雜神政所
仕奉。而難波朝廷天下立評給時、以十郷分、度
会乃山田原立屯倉、新家連阿久多督領、磯連牟良
助督仕奉。以十郷分、竹村立屯倉、麻績連廣背督領、
磯部真夜手助督仕奉。同朝廷御時、初大神宮司
所稱、神侍司中臣香積連須氣仕奉。是人時、度
会山田原造御厨、改神侍云名、號御厨、即號大
神宮司。近江大津朝廷、天命開別天皇御代、以
甲子年、小乙中久米勝麻呂、多氣郡四箇郷申割、
立飯野高宮村屯倉、評督仕奉。即為公郡之。

この記事には、度会・多氣・飯野の各伊勢神郡と大神宮司の成立過程が詳細に記されており、そこから大神宮司の成立に關

係する部分を要約すると、次の三点に纏めることができる。

- ① 垂仁朝に有爾烏墓村に「神痔」が置かれ雑神政を司った。
- ② 孝徳朝に多氣・度会両郡が設けられ、神痔司に中臣香積連須氣が任ぜられ、山田原に「御厨」が造られた。

③ 「御厨」を「大神宮司」と改めた。

この史料を踏まえ、これまで田中卓氏、直木孝次郎氏、熊谷保孝氏、井後正晏氏、小倉慈司氏らが、それぞれ大神宮司の設立時期や位置付けなどについて論究している。その成立については、田中氏らは文武朝にその成立を求め、一方直木氏は和銅二年（七〇九）に創設され奈良時代中期以降に政府公認の官司となったものと考察。また熊谷氏は大神宮司がもともと齋宮寮に属する機関で宝亀年間に制度が大きく変化したとし、小倉氏はこの儀式帳の記述を重視し、神郡制の成立と関連づけながら孝徳朝に成立したと論ずる。このように、大神宮司の成立時期はそれぞれ時代背景と対応させながら孝徳朝から奈良時代中期に到るまで諸説論じられていることに加え、その中心となる史料には「為雑神政所仕奉^支」としか記されておらず、大神宮司がその成立当初より伊勢神宮及び伊勢神郡に関する政務を担っていたということは推察できるものの、その時期や成立過程から大神宮司の位置付けを検証することは難しいと言えよう。

次に、大神宮司の位置付けについても諸論を確認していきたい。まず古代伊勢神宮周辺では、弘仁年間に祭主制の成立や大神宮司の機能拡大の動きがあったということが指摘されており、それに伴い大神宮司を取り巻く環境も大きく変化したことが明らかにされている。そのため九世紀半ば以降の史料については、単純にその内容を両宮儀式帳に当てはめ比較することはできないものの、ここでは制度上の一つの到達地点として延長五年（九二七）に撰進された『延喜式』の記述を確認しておきたい。

『延喜大神宮式』における大神宮司の特徴としては次の五点を挙げるができる。

- ① 正六位上相当の官であり、その交替は国司に准じ都から派遣された。
 - ② 伊勢神宮の祭祀・儀式に際し、両宮禰宜以下の神職を統率すると共に、その考文も管理していた。
 - ③ 神郡・神戸の調庸田祖を管理していた。
 - ④ 国司と共に神郡内の計帳作成などに関わっていた。
 - ⑤ 神郡内の神社・溝池、堰、駅家などの管理を行っていた。
- これらのことから、『延喜大神宮式』編纂当時の大神宮司は、朝廷の出先機関として神郡行政に深く関与すると共に、禰宜以

下の在地神職層を統率することを通じて、神宮祭祀に大きな影響力を持つていたと推測できる。しかし、前述のように両宮儀式帳の成立から式編纂までの間には、大神宮司の位置付けや役割に深く関わる組織構造上の大きな変化が認められることから、『延喜大神宮式』の記述と両宮儀式帳の記述を比較するには細心の注意を払うことが求められよう。

この『延喜大神宮式』の記述と儀式帳などの史料より、藤森氏^②は両宮儀式帳が編纂された延暦年間以前における伊勢神宮の祭祀構造を考察する中で、特に御饌祭と奉幣祭の祭祀構造に違いに注目し、延暦年間における神宮祭祀の中心は禰宜を頂点とした在地神職層であると考察。小倉氏も同様に「内宮が伊勢神宮の中心であつて外宮はその御饌神という付属的な位置付けであり、両宮及び神郡の行政事務を管掌する組織として設置された大神宮司も、実際のな場面においては必ずしも両宮の上に位置するとは言えなかった。」と考察しており、両氏ともに九世紀初頭以前における大神宮司の権限・役割は『延喜大神宮式』の時代ほど強いものではなく、中央朝廷が在地奉斎集団に祭祀を委託するという二者の関係性の中で、特に禰宜以下の在地神職の奉仕に重きを置く論を展開している。

二、大神宮司と神宮祭祀

さて、ここまで大神宮司の成立と位置付けについて先行研究を確認してきた訳だが、ここからは大神宮司と神宮祭祀の關係について史料に基き考察を加えていきたい。

『皇太神宮儀式帳』『止由氣宮儀式帳』に記載されている恒例祭祀のうち大神宮司が関与する祭祀は、

- ① 祈年祭 ② 四月神衣祭 ③ 六月月次祭 ④ 九月神衣祭
- ⑤ 神嘗祭 ⑥ 十二月月次祭

と、年間六度の祭祀に奉仕していたことが確認できる。一方、二月の「御田種蒔下始」や七・八月の「日祈」神事などでは、儀式に際し大神宮司が関与していたことを示す記述は確認できず、関与していなかった可能性が高いと言えよう。

そして、大神宮司が関与する年六度の祭祀は、全て神祇令に記載された国家の祭祀であるが、特に注目したいのが月次祭と神嘗祭である。この年中三度の祭祀は三節祭とも称され、御贄や神饌を奉る御饌祭と天皇・朝廷からの幣帛を奉る奉幣祭の二部構成となっている。この二部構成の祭儀においては、これまで先学諸氏が指摘しているように大神宮司が御饌祭に奉仕して

いる様子を覗うことはできず、奉幣祭にのみ奉仕していたと考えられ、大神宮司は祭儀の種類はもちろんのこと、同一の祭儀であつても儀式に奉仕する場合とそうではない場合があり、なんらかの意味をもつて奉仕する儀式を選択していたと考えられる。

ここで、まず大神宮司がどのような立場で祭祀に奉仕していたのかということ、祭儀次第を分析することで確認してみよう。

史料②

『皇太神宮儀式帳』年中行事并月記事—九月例
即山向物忌作奉太玉串^手、大神宮司給、次禰宜給、

次宇治大内人給畢。

史料③

『皇太神宮儀式帳』年中行事并月記事—九月例
次大神宮司進版位跪、常例祭告刀申畢、宇治大内人立^弓、宮司乃太玉串^手給、返本坐侍。即禰宜召大物忌父^手、即太玉串給、即受御門東頭進置、本坐還侍。即宇治大内人立、其禰宜捧持玉串受、本坐還侍。禰宜即召宮守物忌父、玉串受御門西頭進置、即本坐還侍。禰宜即召地祭物忌父、宇治内人玉串四枝受、御

門東頭進置、還本坐侍。即宇治大内人捧太玉串、自立御門西頭進置、還本坐侍。

史料④

『止由氣宮儀式帳』年中行事并月記事—九月例

次大神宮司、登上版位、祭告刀申。申了時、即大物忌父發、大神宮司并禰宜乃捧持太玉串^手受取^弓、第二御門内進置。先大神宮司東方、次禰宜西方。

これらの史料は神嘗祭奉幣儀の記述である。【史料②】では、正宮での祭儀に先立ち大神宮司以下奉仕員が太玉串を受け取る様子が記されている。これによると大神宮司らが太玉串を受け取る順は、



となっており、この順は太玉串を御門に進め置く際にも同様の記述を確認できる。【史料③】また【史料④】を見てみると、大神宮司が御門内東方に玉串を進め置いた後に禰宜が西方に進置する様子を確認することができ、外宮には存在しない宇治大内人についての記述こそ見られないものの、『止由氣宮儀式帳』に記されている大神宮司と禰宜の関係も内宮と同様であり、両宮共に神嘗祭中一貫してこの席次が適用されていたことを確認

できる。

そしてこの序列に関し、これと同様の記述は月次祭や祈年祭、またそれらの祭祀に付随する倭舞奉仕などの儀式でも「先大神宮司、次禰宜、次大内人」と記されている。つまり儀式帳が編纂された当時大神宮司が奉仕する祭儀では、当人及びその他奉仕員の位階（位階）に関わらず、その職掌が優先される形で上席・下席の別を認識していたと推測される。また、その職掌それぞれに対応して祭儀中の所役が割り当てられていることから儀式の中でこの序列が変更されるということは考えにくく、祭儀中伊勢に在住する奉仕者の間では常に大神宮司を上位とする【大神宮司】↓【禰宜】↓【宇治大内人】という序列が固定された上で各々祭儀に臨んでいたと考えられる。

次に、大神宮司と禰宜・大内人以外の奉仕者との関係について見ていきたい。

史料⑤

『皇太神宮儀式帳』年中行事并月記事―九月例

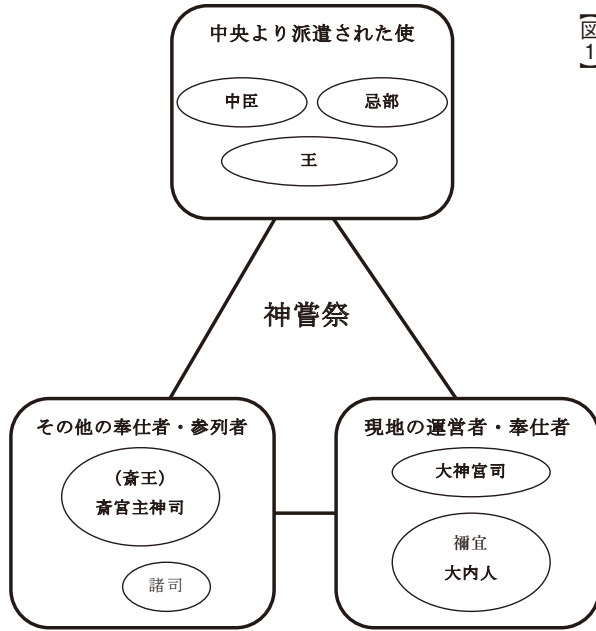
更發第五重御門參入就坐、即進第四重倭舞仕奉。先

勅使中臣、次使忌部、次王、次大神宮司、次禰宜、

次大内人、次齋宮主神司、次諸司等。

【史料⑤】は、神嘗祭の祭儀後に倭舞を奉仕する際の記述である。ここからは勅使の中臣らが第四重に進む様子が確認でき、祭儀に奉仕・参列した職掌とその序列、さらにはそれぞれの位置付けについても覗うことができる。この史料に、先程考察した「大神宮司・禰宜・大内人」という伊勢に在住する奉仕者の枠組みを当てはめてみると、祭儀の奉仕・参列者は（使中臣・使忌部・王）と（大神宮司・禰宜・大内人）、（齋宮主神司・諸司）という三つの集団に分類することができよう。つまり、中央の朝廷より祭儀に際して派遣された使としての【中臣と忌部、王】、そして伊勢に在住し実際神宮の運営に携わっていた【大神宮司・禰宜・大内人】、その他【齋宮主神司と郡司】などが含まれるであろう諸司と、これら三つの集団により祭儀が構成されていたことがわかるのである。【図1参照】

【図1】



ここで、祭儀における大神宮司と斎王の関係についても確認してみたい。古代伊勢神宮において、皇祖天照大神に仕えるため伊勢へと向かった未婚の皇女が所謂斎王である。しかしなが

ら、儀式帳において斎王が祭儀で奉仕する様子は、正宮での奉幣祭にあたり玉串を進め置き拝礼する場面しか記されていない。そして、その極めて限られた祭典奉仕の中、直接斎王と相対するのが大神宮司であった。

史料⑥ 『皇太神宮儀式帳』年中行事并月記事—九月例

斎内親王参入坐、川原御殿神輿留、手輿坐受、到第四重東殿就御座。即大神宮司御纒木綿捧、向北跪侍。内侍罷出受、轉親王奉。即親王手拍受。宮司又太玉申捧持、向北跪侍。又内侍罷出受、轉親王奉、即親王手拍受受、即内親王自發、内玉垣御門就坐席。命婦二人 従え。

その様子は神嘗祭奉幣儀の記述に詳しく記されている。【史料⑥】それによると、斎王が祭典奉仕にあたり第四重東殿の御座に着くと、まず大神宮司が御纒木綿を捧げ持ち、内侍を通じて斎王に奉る。次に大神宮司は太玉申も同様に内侍を通じて斎王に伝進する。そして、ここで注目したいのは斎王に應對しているのが禰宜や内人ではなく大神宮司であるという点である。ここで奉られる太玉申は山向物忌により奉製されたものであ

り、古代伊勢神宮の祭祀構造が従来の研究で示されているように在地神職の奉仕に重きを置くものと考えられるならば、山向物忌が奉製し禰宜や大内人の手により伝進されるという形式の方が妥当とも考えられるものの、この点については他の祭典を確認してみても一貫して大神宮司の役割として固定されているのである。このことを先の【図1】に当て嵌めて考えてみると、大神宮司が神宮行政つまりは現地の運営者・奉仕者の最上席として、その集団を代表して齋王に應對しているものと解釈できるのではないだろうか。

以上、他の奉仕者との関係の中から見えてくる大神宮司の位置づけについて纏めてみると、大神宮司は祭儀に奉仕する際、常に禰宜・大内人等在地の神職よりも上位の存在として位置付けられており、また齋王など自らが属するであろう集団以外の奉仕者を前にした際には、伊勢の地で實際神宮の運営・奉仕に携わる集団の最上席として、その集団を代表する形で應對していたと考えられるのである。

三、祭儀中における大神宮司の役割

前節では祭儀における大神宮司の位置付けについて検討し

た。次にその役割について考察していきたい。

史料⑦

『皇太神宮儀式帳』年中行事并月記事—六月例

即大神宮司進版位跪、告刀申畢、即返就本坐。宮司之手捧持玉串、宇治大内人立、大神宮司太玉串取還本坐侍、即禰宜召大物忌父^手、即太玉串給即立御門東頭進置、還本坐侍。

史料⑧

『止由氣宮儀式帳』年中行事并月記事—六月例

即禰宜發、御鑰所給^手、大物忌^手先率立^手、内院參入。次大神宮司、次大内人三人明曳御調糸持參入。然大神宮司^波内院御門内跪侍。禰宜^波開東宝殿御調糸進入、員三十約、^{見進入二十八約、高宮御料分二約}奉入畢即罷出。先大神宮司、次禰宜、次大物忌、次大内人等。然就本版位。

月次祭奉幣儀の記事によると【史料⑦】、月次祭の祭儀において大神宮司はまず本坐より進み告刀を奏上した後本座に復す。またその後、宇治大内人、大物忌父の手を通じて第三御門東方に玉串を奉る。これは大神宮司が奉仕する祭儀においては

ほぼ共通した流れとなっており、神嘗祭においてのみ「使中臣」が「幣帛告刀」を奏上した後に大神宮司が「常例祭告刀」を奏上することとなっている。いづれにしても、後世祭主が奏上することとなる祭儀の中核に位置付けられる告刀奏上を大神宮司が担っているということは、大神宮司の存在の重要性を如実に物語っているとさえいえる。¹⁵⁾

この告刀と玉串の後の動きについては【史料⑧】を参照していききたい。これは外宮の月次祭の次第であるが、ここで大神宮司以下が玉串を奉った後、(大神宮司・禰宜・(大物忌)・大内人)らが内院へ進み「明曳御調糸」東宝殿に納める様子を覗うことができる。また同様の記述は神嘗祭でも確認でき、同じく大神宮司以下が内院へ参入し、正殿開扉の後正殿内に天皇の幣物を納めている。

ここで注目すべきは大神宮司の動向である。『皇太神宮儀式帳』には月次祭、神嘗祭共に大神宮司が内院まで進むとのみ記されており、そこでどの様な所作を行っていたかは定かではない。しかし、【史料⑧】には大神宮司の所作について「然大神宮司兼内院御門内跪侍」と記されておりその動向を覗うことができる。ここには、大神宮司が「跪侍」とあるように内院へ参入した後御門内に跪き祇候していたと考えられる訳だが、では

なぜ大神宮司はこのタイミングで内院に祇候しなければならなかったのだろうか。この点は、後世の史料となるが、『皇太神宮年中行事¹⁶⁾』の記述を参考にしたい。まず『皇太神宮年中行事』の月次祭の該当記事を見てみると、「次第同于神御衣時。仍不記」とあることから、改めて四月十四日の神御衣神事の記事を参照してみよう。そこには、まず幣帛奉納に際し宮司と神主が東宝殿の前に「祇候」すると記されており¹⁷⁾、また東宝殿の開扉に際しては、鑑取内人が「鑑取請取テ宮司ニ向、東宝殿ノ御封開ト申テ破之」とあるように、宮司に許可を得た上で御鑑の封を解き開扉する様子が記されている。以上のことから、大神宮司は御鑑の管理を通じて御殿の開閉扉に責任を有していたことがわかり、儀式帳に見られる「然大神宮司兼内院御門内跪侍」という記述は、幣帛奉納に際し御殿の開閉扉に責任を有し幣物の奉納を検知するために「跪侍」していたものと考えることができよう。言い換えれば、大神宮司は祭儀における最上席者として内院全体が見渡せる御門内に祇候しながら、御神体八咫鏡や御神宝などが納められている殿舎の開閉扉を監督し、天皇の幣物が確実に正殿もしくは東宝殿に納められる様を検分するといった、祭儀の統括責任者としての役目を担っていたと言えよう。

史料⑨

『皇太神宮儀式帳』皇太神御形新宮遷奉時儀式行事
 然大神宮司、人垣仕奉人等招集^三、即衣垣、衣笠、
 刺羽等^手令持^三、人垣仕奉男女等^七、太玉串令持捧^三、
 左右分立^三、大神宮司率參入^三、正殿乃御橋許候侍。

大神宮司の統率の下御鑑を取り扱っていたと考えられる。¹⁸⁾

これら祭儀における大神宮司の役割を改めて精査してみると以下のようになる。

- ① 祭祀の中核である告刀奏上を担う。
- ② 禰宜・内人に先行して玉串を奉る。

- ③ 八咫鏡が奉安されている正殿、また東宝殿の開閉扉を監督

し、天皇の幣物が確実に納められる様を検分する。

- ④ 遷御の際御列に供奉する諸員を統率する。

- ⑤ 正殿及び荒祭宮の御鑑を管理している。

つまり、神宮祭祀における大神宮司の役割は、告刀奏上など祭儀自体の中核を担っていた事に加え、御殿の開閉扉、幣物奉奠の検分や御鑑の管理など、禰宜のように直接神饌を調進・奉奠し幣帛奉納のため正殿殿上にかかることなどはできないものの、実際の祭儀の場においても祭儀全体を統括するといった意味では、禰宜・内人らにも劣らない多様な役割を担っていたと考えられるのである。

四、大神宮司と禰宜以下の神職

大神宮司の祭儀の統括責任者としての姿は右の史料にも見ることができるといえる。【史料⑨】では、神宮式年遷宮の最も重要な儀式である遷御に際し、大神宮司が御列に供奉する者を率いて正殿に参入すると見え、より直接的に奉仕者を指揮する様子が視える。また【史料⑩】には、神宮の祭儀・運営両面に於いて重要な意味を持つ正殿及び荒祭宮の御鑑について、それが納められている「正宮西四御倉」の鑑を大神宮司が御厨に於いて保管していたということが記されている。儀式帳によると正殿の御鑑は正殿に準ずる扱いを受けており、その取扱いは齋戒を経た禰宜等にしか許されなかった。しかし御鑑の保管については大神宮司が厳に管理しており、奉幣祭に際して禰宜以下の神職は

前節まで、祭儀における大神宮司の位置付け、役割について

考察し、大神宮司は伊勢における神宮行政、奉仕者を代表する立場で、祭儀全体の統括をも担っていたことを明らかにした。しかし一方、御饗祭の奉仕や神饗の取扱、殿舎への昇殿など大神宮司が関与しない、また関与できないことが残されていることも事実である。このことを踏まえ、ここでは大神宮司と対比して禰宜・内人がどの様な位置付け、役割であったのかという点について検討を加えていきたい。

古代伊勢神宮における禰宜・大内人らがどの様な役割を担っていたのかということについては、両宮儀式帳の各職掌の条に詳しく記されていることから、まずその内容を確認してみよう。

史料① 『皇太神宮儀式帳』禰宜内人物忌等職掌行事

禰宜 大初位上神王公成

右人禰宜禰卜食定補任之日、叙従七位上。後家之雜

罪祓清、忌火飯食忌、見目聞耳言辞齋敬、宮内雜行

事管職掌、諸内人物忌等手率、明衣冠着、木綿多

須伎懸忌、度会郡司乃佃奉禮留御田稲手物忌乃子等禰令

春炊奉忌、志摩国神戸百姓乃進雜御贄手三節祭乃朝夕

御饗供奉。

それによると、禰宜職の特徴は、任ぜられたその日から「食べるもの、見聞きするものから発する言葉まで嚴重な齋戒を経た上で、神宮の神事・雑務を司ること」であると言える。【史料①】また、この齋戒という点については禰宜以外の職掌の条を見てみても、宇治大内人・大物忌父などにも禰宜と同様の記述が認められ、これらに共通して言えることは着任したその時より、祭儀に奉仕するため恒常的に嚴重な齋戒が求められていたということであろう。

では、それに対し大神宮司はどうだったのであろうか。儀式帳を見る限り、大神宮司に関しては恒常的に特別な齋戒が求められていたとは記されていない。仮にその理由が、儀式帳自体が神宮側からの解文であるという編纂の事情に起因するものだとしても、祭儀次第を確認してみても禰宜以下に比べて祓をうける場面が極めて少ないことから、大神宮司に関しては禰宜らと同じように嚴重な齋戒が求められていたとは考えられない。

実際月次祭の記述からは両者の差を明確に見て取ることができ。月次祭の記述には、大神宮司が齋戒・祓いについてほぼ記載が無いのに対し、

① 前月晦日の大祓

② 大御事請（御占）¹⁹

③ 川原大祐

④ 明衣を着装の上神饌を調製

のように、禰宜以下にはことさら清浄求められていた事がわかる。そして、このような齋戒における扱いの差は、各々の求められていた役割の違いによるところが大きいと言えるのではないだろうか。つまり、大神宮司が伊勢神宮全体の統括行政職という位置付けであるのに対し、禰宜以下は殿内奉仕や神饌調達など、神事に特化した祭祀専門職としてより直接的に神前にて奉仕することが求められていた為であると言えよう。換言すれば、厳なる齋戒を経っていない大神宮司は、自ら奉仕を望んでも、神饌を奉奠し、正殿殿上に上がることが許されなかったと考えられるのである。

さてここで、禰宜以下が厳重な齋戒のもと直接的な奉仕が求められた専門職であったという点について少々視点を変えて史料を確認していきたい。

史料⑫ 『統日本紀』天平宝字四年(七六〇)三月甲戌(十三

日)²⁰⁾

甲戌。詔曰。比來。皇太后御體不豫。宜祭天神地祇。

諸社祝部等各禱其社。欲令聖體安穩平復。是以。自太神宮禰宜内人物忌。至諸社祝部。賜爵一級。普告令知之。授外從五位上神主首名外正五位下。外正六位上神主枚人外從五位下。

【史料⑫】は、皇太后の不豫により、平癒御祈の詔とともに禰宜・内人・物忌らが叙せられたとの記述であるが、ここで注目したいのは、昇叙したのは禰宜・内人・物忌らであって、大神宮司は含まれていないということである。これは「祈願」という奉仕が禰宜以下の専門的なものであり、統括者たる大神宮司は直接的関与をしなかった為ではないだろうか。

史料⑬ 『太神宮諸雜事記』天平三年六月十六日条

天平三年六月十六日、御祭^七、二見郷長石部郡司嶋足、參入神宮而煩霍亂、退出之間、於神宮近邊倒、死亡了。(中略) 仍勅使令祈申於二宮給。且下賜宣旨於太神宮、被尋糺死穢之事。爰嶋足頓減事^乎禰宜等注申。仍宮司上奏了。因之度云郡大領神主乙丸、少領新家連公人丸等^{和科}大祓、太神宮禰宜神主野守、豊受神宮禰宜神主安丸等^{和科}中祓天、差勅使令祈申

於大神宮已了。

また、関連する記述として【史料⑬】を見てみると、祭儀に参列していた度会郡二見郷長石部嶋足の死穢について、両宮禰宜については度会郡司と共に祓が科せられているのに対し、大神宮司については特に祓いを科せられてはいない。

史料⑭ 『大神宮諸雜事記』延暦十年十月五日条

同年十月五日、依宣旨、大内人三人、度会郡司等、科大祓解任。番小内人五人、同前科祓解任。宮司野守科中祓。禰宜科上祓、祓清供奉。大工物部宿禰建磨叙内階。小工番長等、差勅使、賜勅祿已畢。

一方、【史料⑭】では延暦十年八月五日に皇太神宮に夜盗が入り、その燈のため皇太神宮正殿以下が焼亡した責をそれぞれの立場から取るかたちで、大神宮司・禰宜・大小内人・度会郡司共に祓が科せられたことが記されている。

つまり、夜盗を原因とする「正宮焼亡」のように神宮行政全体に関わるような案件に関しては、統括的役割を持った行政職としての大神宮司も責任が問われ祓いが科せられているのに対

し、「祈願」や「触穢」など神事に、ひいては御祭神に直接関係する事柄については、禰宜以下の神職層に祭祀専門職として責任が生じ、それに対して賜爵や祓いが科せられていたと考えられるのである。

この様に、大神宮司に対し禰宜以下神職層の位置付け、役割を比較し見えてきたことは、統括行政職としての大神宮司に対して、禰宜以下の神職層に求められていたのは「斎戒」や「穢れ」という独自の基準を以て直接的かつ専門的に御神体（正殿）や祈願なども含む神事に関与しているかという点であった。その専門性については賜爵や祓いの科し方などからも見えるように、現地の奉仕者だけではなく中央朝廷側の認識とも一致していたものであったと考えられよう。

五、結語

近年、延暦期以前の伊勢神宮に関する研究は、祭儀及び運営の中心は禰宜を頂点とした在地神職層であったという見解が主流となっている。しかしながら、本稿において大神宮司と禰宜以下の神職層の関係を祭儀そのものに焦点をあてて検討・分析した結果、この両者の関係は大神宮司が祭祀も含め伊勢神宮全

体の統率する統括行政職であるのに対し、禰宜以下神職層はより直接的に神事に奉仕する祭祀専門職であるということが明らかになった。

その理由として、まず祭儀次第の中で奉仕者の序列に焦点を当て、大神宮司が伊勢に在住し伊勢神宮の運営に携わる集団の最上席として認識されていたことを明らかにした。その具体的な事例としては祭儀に際し参向した齋王に應對していたことを確認した。さらには、祭儀中の大神宮司の役割を確認し、告刀奏上に加え、御鑑の管理を通じた御殿の開閉扉、幣物奉奠の検分など、祭儀全体を統括・監督する多様な役割を担っていたということを指摘した。

一方、禰宜以下神職層に目を向けてみると、特に禰宜や大内人・物忌らは任ぜられたその日より「食べるもの、見聞きするものから発する言葉まで嚴重な齋戒のもと神宮の神事・雑務を司ること」が求められており、厳しい齋戒のもとより神前近くで奉仕することがその職掌上の特徴であった。大神宮司が関与できない諸儀式を担う祭祀専門職として、「祈願」や「触穢」など祭神に直接関係する位置付けであったために、祈願に対しては叙位がなされ、触穢に対しては祓いが科せられるなど、中央朝廷側も大神宮司との差違を強く認識していたことを確認し

た。

以上の点から、大神宮司と禰宜以下神職の關係は、従来の中央朝廷と在地奉仕者という従来の枠組みのもと理解されてきた關係性だけではなく、大神宮司と禰宜以下の神職層がお互いの役割の違いを認めた上で、それぞれの立場で祭儀に奉仕していたことが明らかになった。大神宮司が、神宮全体の統括的役割を担っていたということがただちに在地神職の支配や統制に結びつくわけではなく、また禰宜以下在地神職層が深く祭祀に携わっていたとしても、それを以て伊勢神宮の実質的運営を担っていたとはいえない。事実、祭儀次第の分析より見えてきた大神宮司の位置付けと役割は、禰宜のように實際神饌を調達・奉奠し幣帛を奉納するため正殿殿上にかかるといった直接的奉仕こそないものの、伊勢に在住する奉仕者の最上席として奉仕し、祭儀全体を統括・監督するといった意味では、禰宜・内人らにも劣らない役割を担うものであった。つまり、延暦期以前の神宮祭祀における両者の關係は、大神宮司が祭祀も含めた伊勢神宮全体を統率する統括行政職であるのに対し、禰宜以下の神職層は「齋戒」「穢」という独自の基準を以て、神前近くでより直接的に神事に奉仕する祭祀専門職であり、この両者は全く異なる役目を負った中で伊勢神宮の祭儀・運営に携わってい

たということが言えよう。

以上、大神宮司の位置付けと役割について、祭儀そのものに焦点を当てて考察してきた。本稿で触れることのできなかつた個々の祭祀や式年遷宮などについては、今回指摘した統括行政職と祭祀専門職という位置付けと求められていた役割の違いという視点から改めて考察を加えていきたい。

注

- (1) 大神宮司に関する主な研究としては、大西源一『大神宮史要』（神宮司庁教学課 昭和三十四年、阪本廣太郎『神宮祭祀概説』（神宮文庫 昭和四十年）、田中卓『神宮職制の整備』（『伊勢神宮の創始と発展』国書刊行会 昭和六〇年）、直木孝次郎「古代の伊勢神宮」（『神話と歴史』吉川弘文館 昭和四六年）、熊谷保孝「神宮司の成立」（『日本古代の神祇と政治』日東館出版 昭和五二年）、井後政晏「大神宮司」の成立の問題」（『皇學館大学神道研究所紀要8』皇學館大学神道研究所 平成四年）、小倉慈司「延喜式」制以前の伊勢神宮―八・九世紀の内容と外宮をめぐって」（『変容する聖地伊勢』思文閣 平成二八年）などがあげられる。上記以外にも、直接大神宮司を対象とはしていないもの伊勢神郡・神戸研究や斎宮研究なども多々論究されている。
- (2) 小松（藤森）馨「平安時代前期の大神宮祭主―祭主制度成立に関する一試論―」（『平安時代の神社と祭祀』二十二社研究会編 昭和六十一年）
- (3) 弘仁年間に出された以下の格により大神宮司は伊勢二神郡の政務・財

政により一層深く関わることとなり、その権限は大幅に拡大することとなった。

『類從三代格』一、應多氣度會兩郡雜務預大神宮司事 弘仁八年十二月二十五日官符
 『類從三代格』一、應伊勢大神宮司檢納神郡田祖事 弘仁十二年八月二十二日官符
 また、弘仁十二年の官符について、荒井秀規氏が「神郡の田祖をめぐって」（『三重―その歴史と交流』雄山閣 昭和六十三年）にて詳細に考察している。

(4) 大神宮司が在地神職を統制していたとする論調は、伊勢神宮の成立や神郡・神戸、そして斎宮に関する研究の中で朝廷の支配イデオロギ―と結びつけられ論じられている。主なものとしては、岡田精司『古代王権の祭祀と神話』（塙書房 昭和四十八年）『古代祭祀の史的研究』（塙書房 平成四年）、榎村寛之『律令天皇制祭祀の研究』（塙書房 平成八年）、西宮秀紀「律令制国家における神祇職」（『日本史研究』二七〇 昭和六〇年）などがあげられる。また、上記の説に添うかたちで大関邦男氏は「古代伊勢神宮の財政構造」（『国史学』二八 昭和六一年）の中で「大神宮司は祭祀・行政の面で禰宜を統制し、禰宜はさらに内人・物忌を総括していた」としつつ、律令官人である大神宮司を中核とする財政構造と在地神職の自給的生産が併存する財政構造の二元性について論じている。

(5) 藤森馨「伊勢神宮内外両面の祭祀構造―由貴大御饌神事に関する試論―」（『古代文化』四三―四 平成三年）他、小倉前掲「論文、川畑勝久「延暦儀式帳からみた伊勢神宮の神郡と神戸―神宮祭祀の重層性―」（『神道史研究』六一―一 平成二六年）など

(6) 本論考中、『皇大神宮儀式帳』『止由氣宮儀式帳』は、『神道大系 神宮編一』（昭和五四年）を用い、適宜旧字体は新字体に改めた。それ

それその奥書により『皇大神宮儀式帳』は延暦二十三年八月二十八日、『都由氣宮儀式帳』は延暦二十三年三月十四日に撰進されたことが明らかになっている。なお、上記両儀式帳の研究については、山口剛『延暦儀式帳』研究の現状と課題』（皇學館大学研究開発推進センター神道研究所紀要 第三十輯 平成二十六年）により詳しくまとめられている。

- (7) 田中・井後註1論文 田中氏は『統日本紀』文武天皇二年（六九九）十二月乙卯条の「遷多氣大神宮于度会郡」という記事に注目し、詳細な分析を加えた上でこれを大神宮司の成立と結びつける。井後氏も田中説に添う形で論述し、文武朝には斎宮寮など神宮周辺の職制が整備されたこともあり、この時期に大神宮司の制度も整備されたとする。
- (8) 直木註1論文 『大神宮諸雜事記』和銅二年条の「於大神宮外院之乾方、始立宮司神館」という記事を重視。また正史上の初見は奈良時代末の天応元年（七八一）であることから、公的機関として整備されるのは奈良時代中期以降であるとする。

- (9) 熊谷註1論文 『統日本紀』天平勝宝五年（七五三）二月甲午条にある「斎宮大宮司」という記事に着目。神宮司は和銅二年までに設置されているものの、当初は斎宮に付属する職務を担っていたとし、いわゆる大神宮司の職務を担うのは宝龜年間以降とする。
- (10) 小倉註1論文 【史料①】を重視し、神郡の成立に伴いその雑務に關与する大神宮司も都より派遣されたとする。

- (11) 虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』（集英社 平成十二年五月）
藤森註5論文
(12) 小倉註1論文
(13) 位階については、『延喜式』によると大神宮司が正六位相当とあり、また『統日本紀』神護景雲二年四月条には内宮禰宜は從七位、外宮禰宜は正八位相当であることが記されている。しかし、『皇太神宮儀式帳』

末尾には「大神宮司正八位下大中臣朝臣真繼」と記されており、一方禰宜・大内人らは度々の昇叙により五位を授かる例もあることから、必ずしも大神宮司の方が官位が上であったとは言い切れない。この点については小倉氏も前掲註1論文にて触れている。

- (15) 大神宮司の祝詞奏上については、藤森馨『神宮奉幣使考』（大倉山論集 第十九輯 昭和六十一年）、「平安時代前期の大神祭主家—祭主制度成立に關する—試論」（平安時代の神社と祭祀）二十二社研究会昭和六十一年）榎村寛之『延喜式』所載伊勢神宮祝詞の諸問題」（『三重県史研究』第七号 平成三年）などの研究がある。
- (16) 『皇太神宮年中行事』は『神道大系 神宮編二（昭和五十五年）』を用い、適宜旧字体は新字体に改めた。
- (17) 『皇太神宮年中行事』四月十四日 神御衣神事勅行次第（前略）一 禰宜笏ヲ差、彼御鑑ヲ請取ル。鑑取内人持寄テ奉ル。其後神主前參。次宮司、次御衣也。各自瑞垣御門參入テ御寶前ニ候。宮司ハ東、神主ハ西、中強也。在拜無手。其後各自御殿東方東寶殿ノ前ニ瑞垣ニ副テ祇候。神主ハ南、宮司ハ北方、皆西ニ向、中強也。（後略）拙稿「古代伊勢神宮における「御鑑」の取扱いについて」（『神道研究集録』第三十二輯 平成三十年三月）

- (18) 『皇太神宮年中行事』には「御占神事」とあり、その詔刀には「禰宜神主内外物忌色々職掌供奉人等ノ不淨事疑ヲ於御前御占清淨ニ令占定給ト恐ミ恐ミ申」と記されていることから、斎戒を経た禰宜以下の神職が祭儀の奉仕にあたり神慮にかなうか否かを確かめる儀式であった。

- (20) 『統日本紀』は『国史大系』を用い、旧字体を適宜新字体に改めた。
(21) 『大神宮諸雜事記』は『神道大系 神宮編一（昭和五十四年）』を用い、旧字体は適宜新字体に改めた。『大神宮諸雜事記』についてはその史料性について議論されてきたところであるが、本稿で取り上げた記事に關しては、『統日本紀』延暦十年八月十四日条に關連する記事が見

(22)

られることから、史料批判に耐えうると判断し採用した。
「祓」については『類聚三代格』所収「延暦二十年五月十四日太政官符」に詳しく記されており、「大祓」「上祓」「中祓」「下祓」の四段階に分けられ適用されていた。